

○慶應義塾大学薬学部 認定薬剤師認定基準

平成20年4月1日	制定
平成22年2月26日	改正
平成25年4月22日	改正
平成29年3月29日	改正
平成30年3月29日	改正
平成30年9月27日	改正
2020年4月1日	改正
2021年1月1日	改正
2022年1月1日	改正
2022年11月1日	改正

第1 慶應義塾大学薬学部認定薬剤師研修制度規程（以下「規程」という。）第3条
および第5条に基づき、認定薬剤師の認定に必要な基準を定める。

第2 認定薬剤師を新たに申請する者は、以下のすべてを満たすこととする。

- (1) 4年以内に40単位以上取得
- (2) 毎年5単位以上取得

第3 認定薬剤師を更新する者は、以下のすべてを満たすこととする。

- (1) 3年間で30単位以上取得
- (2) 毎年5単位以上取得

第4 上記第2—(1)および第3—(1)の年限の半ばに出産、病気その他やむを得ない理由があると認定薬剤師研修制度委員会が認めた場合は、上記第2—(2)および第3—(2)の要件を緩和すること、および上記第2—(1)および第3—(1)の期間を原則として1年を限度として延長を認める。

第5 単位の換算の対象となるのは、本学部または薬剤師認定制度認証機構から認証された機関が実施する事業に限るものとする。

第6 単位の換算は次による。

(1) 本学部の主催・共催事業

- | | | |
|-------------------------|-----|------|
| ①公開講座（シンポジウム、フォーラムを含む。） | 90分 | 1 単位 |
| ②研修会、講演会等 | 90分 | 1 単位 |

(2) 論文・学会発表

①論文発表（査読審査付）

- | | |
|---|------|
| ・主著者（first authorまたはcorresponding author） | 5 単位 |
| ・共著者 | 2 単位 |

※薬剤師業務に資すると本学が認定したもの

②学会発表

- ・発表者 2 単位
- ・共同発表者 1 単位

※日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本薬学会および日本医療薬学会での発表ならびにその他の学会等の発表で本学が認定したもの

※論文発表と学会発表の認定はあわせて1期10単位まで

(3) 他の認証機関の実施事業

- ・論文発表、学会発表は本学部発行の論文・学会発表単位とあわせて1期10単位の範囲内で認定
- ・グループ研修は1期5単位、自己研修は年間5単位の範囲内で認定

第7 本学部は、上記第6―(1)から(2)について単位を取得した場合は、規程第10条による受講証明として、生涯研修認定単位を発行する。なお、講師には参加単位のほかに1単位を付加する。

第8 上記第6―(2)の単位は、別途定める方法により、随時申請する。

第9 上記第2および第3の単位の取得は、本学部または他の認証機関が発行した生涯研修認定単位を認定薬剤師研修手帳に貼付することによって確認する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年2月26日）

①この基準は、平成22年4月1日から施行する。

②平成21年度までに単位を取得し始めた者の認定又は同年度までに改正前の基準により認定薬剤師証が交付された者の最初の更新に当たっては、従前の基準により取得した単位を含めることができる。

附 則（平成25年4月22日）

この基準は、平成25年4月22日から施行する。

附 則（平成29年3月29日）

この基準は、平成29年3月29日から施行する。

附 則（平成30年3月29日）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月27日）

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（2020年4月1日）

この基準は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2021年1月1日）

この基準は、**2021** 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (**2022** 年 1 月 1 日)

この基準は、**2022** 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (**2022** 年 11 月 1 日)

この基準は、**2022** 年 11 月 1 日から施行する。